

## 目黒中央中学校統合評価委員会設置要綱

平成 22 年 8 月 11 日付 目教企第 3320 号決定

## ( 設置目的 )

第 1 条 統合新校として設置した目黒中央中学校について、平成 20 年 4 月新たな校舎で授業を開始し 2 年が経過したことから、同校の統合について、統合の効果等を検証することにより成果や課題を明らかにし、新たな統合方針策定の参考とするため、評価委員会を設置する。

## ( 所掌事項 )

第 2 条 委員会は、平成 16 年度策定された「統合新校整備方針」に沿い、次に掲げる事項について評価を行う。

- ( 1 ) 統合に向けたスケジュール及び体制について
- ( 2 ) 設置場所及び通学区域について
- ( 3 ) 教育計画について
- ( 4 ) 施設計画について
- ( 5 ) 統合までの生徒等への対応策について
- ( 6 ) その他

## ( 構成 )

第 3 条 委員会は、次の各号にある者をもって構成する。

- ( 1 ) 学識経験者 2 名
- ( 2 ) 目黒中央中学校学区域内住区住民会議代表 5 名
- ( 3 ) 目黒中央中学校学区域内小学校 PTA 代表 5 名
- ( 4 ) 目黒中央中学校 PTA 代表 2 名
- ( 5 ) 目黒中央中学校学区域内小学校校長 5 名
- ( 6 ) 中学校校長会代表 1 名

## ( 委員長及び副委員長 )

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## ( 幹事 )

第 5 条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、教育委員会事務局企画調整課長、教育改革推進課長、学校施設計画課長、学務課長、指導課長及び目黒中央中学校長をもって充てる。

3 幹事は、委員長の求めに応じ関係資料の作成及び委員会に出席し説明を行う。

( 招集 )

第6条 委員会は、委員長が招集する。

( 関係者の出席 )

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

( 委員の任期 )

第8条 委員の任期は、委嘱された日から、所掌事項が終了するまでとする。

( 庶務 )

第9条 委員会の庶務は、教育改革推進課において処理する。

( 委任 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月11日から施行する。